

空き家の適正管理してますか？

空き家とは？

空き家とは、おおむね年間を通して居住やその他の利用がされていない建築物や付属する門・塀などの工作物をいいます。

空き家の管理は誰がするの？

空き家の管理は、住んでいる家と同様に、所有者の責任です。所有者は、空き家になっても防災や衛生、景観など周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理する責務があります。

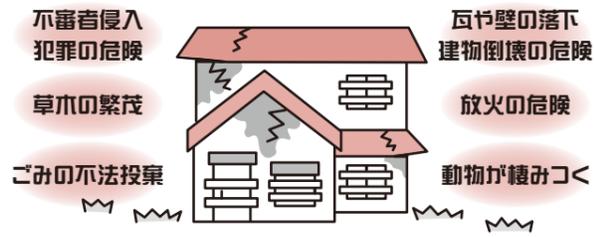
空き家になってしまったら？

- 空き家を相続したら、忘れずに相続登記をしましょう。
- 家族や親族などで話し合い、誰が空き家を管理するのか決めましょう。
- 使わないようなら、売買や賃貸など新たな利用方法を考えましょう。
- 利活用が難しい建物は、解体して土地を有効利用することを考えましょう。

空き家を放置するとこんな問題が…

瓦や外壁が落下したり、塀や樹木が倒れたりすることで、他人にケガを負わせたり、周辺の車両に損害を与えた場合は、民法の規定により損害賠償を問われることがあります。

建物の状態を保つためにも、定期的に点検し、不良箇所を発見した場合は修理を行うなど、適正管理に努めましょう。



空き家 個別相談会を開催します

空き家に関する様々な相談に専門家がご答えします！

- 日時** 10月20日(月)～10月31日(金)
- 場所** 川越町中央公民館または教育センター
- 申込方法** 電話で事前に申し込み
四日市不動産事業協同組合
TEL 3 5 5・0 4 4 0
- 問合せ先** 四日市不動産事業協同組合
TEL 3 5 5・0 4 4 0
防災安全課 TEL 3 6 6・7 1 2 0

- 取壊し
- 管理
- 賃貸
- 売却
- 耐震
- リフォーム

<適正管理のポイント>

- 屋根・外壁などの状態確認
- 玄関・窓の施錠の確認
- 雨漏り状況の確認
- 通風・換気
- 通水
- 室内の清掃
- 敷地内の庭木剪定・除草・ごみなどの確認
- 郵便受けの確認・整理

問合せ先 防災安全課 TEL 3 6 6・7 1 2 0

川越町戦没者追悼式

川越町では、先の大戦において亡くなられた方に対し、町民ひとしく哀悼の誠を捧げ、そのご冥福をお祈りするとともに、悲惨な戦争を再び繰り返さないよう恒久の平和を祈念し「川越町戦没者追悼式」を執り行います。

また、小中学生による平和学習体験と平和をテーマにした作文の発表も行います。

- 日時** 11月8日(土)
10時30分開式
- 場所** あいあいホール
- 問合せ先** 福祉課 3 6 6・7 1 1 6

大腸がん・前立腺がん検診へ行こう!!

大腸がん・前立腺がん検診は、町が費用を一部助成することで、**500円**で受診できます。

町民の方であれば健康保険の種類に関係なく、どなたでも受診できます。過去2年間に検診を受けた方は、9月に個別に案内しています。それ以外の方は、ホームページまたは電話でお申し込みください。

大腸がん 10月2日(木)、3日(金)、4日(土)、16日(木)、17日(金)

前立腺がん 10月4日(土)、17日(金)
(男性のみ)

対象者 40歳以上
費用 それぞれ500円
※70歳以上の方はいずれも無料

申込・問合せ先
健康推進課 TEL 3 6 5・1 3 9 9

国民健康保険からのお知らせ 特定健康診査は受診しましたか？

11月30日まで

特定健康診査(特定健診)は、自覚症状が出にくい生活習慣病を早期発見するための健診です。ご自身の健康を守るためにも受診し、年に一度、生活習慣を振り返るきっかけにしてください。

- 対象者** 川越町国民健康保険加入者で、40歳～74歳の方
- 期間** 11月30日(日)まで
※昭和25年9月1日～11月30日生まれの方は誕生日の前日まで
- 場所** 三重県内の受託医療機関
- 受診料** 1,000円(40～69歳の方)
500円(70～74歳の方)
- 必要なもの** 受診券、質問票、国民健康保険の資格が確認できるもの(マイナ保険証及び資格情報のお知らせ、資格確認書)、自己負担額



特定健康診査の自己負担額を全額助成します

自己負担額は、受診後に健康相談を受けると全額助成されます。詳しくは受診から2～3か月後に郵送されるお知らせをご覧ください。
※領収書は無くさず健康相談時にお持ちください。

- 問合せ先** 町民保険課 TEL 3 6 6・7 1 1 5 (特定健診)
健康推進課 TEL 3 6 5・1 3 9 9 (健康相談)

後期高齢者医療保険からのお知らせ 後期高齢者健康診査は受診しましたか？

自覚できない隠れた病気を早期に発見し、治療につなげるには健康診査が有効です。まだ受診していない方は、ご自身の健康管理のためにぜひ受診してください。

- 対象者** 後期高齢者医療制度にご加入の方(令和7年8月31日までに資格取得された方)
- 期間** 11月30日(日)まで
- 受診料** 無料
- 必要なもの** ①受診券 ②資格確認書またはマイナ保険証 ③質問票
- 問合せ先** 三重県後期高齢者医療広域連合 TEL 0 5 9・2 2 1・6 8 8 4
町民保険課 TEL 3 6 6・7 1 1 5

高齢者対象 予防接種

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ

今年は、新型コロナウイルスが流行しています。新型コロナウイルス感染症予防接種およびインフルエンザ予防接種を希望される方は、医療機関で接種をしてください。

新型コロナ予防接種とインフルエンザ予防接種は同日に接種することが可能ですが、医療機関により異なりますので、各医療機関にお問い合わせください。

- 対象者** ①接種日当日に65歳以上の方
②接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方
※②に該当の方は健康推進課までお問い合わせください。
- 接種料金** 新型コロナウイルス感染症 4,700円(生活保護世帯の方は無料)
インフルエンザ 1,200円(生活保護世帯の方は無料)
- 実施期間** 10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
- 場所** 指定医療機関
- 問合せ先** 健康推進課 TEL 3 6 5・1 3 9 9